様式第２号（第６条関係）

（表）

誓約書兼手術同意書

この度の「柳川市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付事業」の申請にあたり、以下の事項を含め、事業の要件に従っていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

　□　事業の対象となる猫は、飼い主のいない猫であること及び申請人が飼い主の

　　　いない猫であることを確認していること

□　事業の対象となる猫の生息場所は、柳川市内であること

□　必要記載事項や提出書類等の内容が虚偽ではないこと

□　申請者は、事業の対象となる猫による被害の軽減又は動物愛護活動の推進を目的とすること

□　手術後の猫を営利目的に利用しないこと

□　手術後の猫について市や動物病院等に引取りを依頼しないこと

□　事業の趣旨及び実施に関する必要事項に同意すること

あわせて、以下の事項を確認をしたうえで、手術を実施することに同意いたします。

□　不妊・去勢手術の対象は、飼い主のいない猫に限ること。

□　飼い主のいない猫が対象であり、首輪や名札がある猫またはマイクロチップが装着されている猫は手術ができないこと。

□　不妊・去勢手術済みの証である耳先カットを行うこと。

□　予め決めた予約日に手術が行えなかった場合、支援を受けることができない場合もあること。

□　生後６ヶ月未満、もしくは体重２Kg以内、または出産後３０日以内の猫の手術はできないこと。

□　鼻汁・眼脂・流涎・下痢や、外見上異常がある場合は、手術ができない場合もあること。

裏面に続きます。

（裏）

□　停留睾丸など生殖器の異常により、手術が行えない、もしくは変更になる場合もあること。

□　飼い主のいない猫は日頃の健康管理が十分でないことから、一般の手術に比べ危険性が高いこと。

□　猫がすでに手術済みであったと判断した場合でも、耳先カットを行い、申請者負担による料金が発生すること。

□　申請者は、手術当日に、不妊・去勢手術に要した費用（補助金交付要綱第４条第２項に定める費用）を支払うこと。

□　補助金交付要綱第５条に定める補助金額を超える費用は、申請者の負担となること。

□　獣医師の判断で手術ができない場合もあること。

年　　　月　　　日

柳　川　市　長　様

病　　院　　長　様

申請者　 住　所

氏　名

〈自署〉

連絡先